令和5年度第5回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年8月1日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和5年8月1日　午後4時10分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （16名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
	5	中村　耕二	6	山本　実雄	7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠 席 委 員 （3名）	2	山口　利治						
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	5	中村　耕二	11	坂瀬　達生				
事　務　局	事務局長：吉田　典昭　次長：藤原　勝栄　係長：山口　徳広　事務職員：浜上　研人 会計年度任用職員：井川　勝博							
	分室　富　江：橋口分室長、設楽係長　三井楽：安永分室長、阿野係長　奈留：北川分室長、 岩下事務職員　岐　宿：江頭分室長、川嶌主事　玉之浦：橋本分室長、大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 33 号	五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について	可　　決

＝午後 1 時 30 分開会＝

□事務局長

皆さま、おはようございます。ただ今より令和5年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

私、農業委員会事務局長でございます。臨時議長の選出まで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会は、任期満了に伴う改選後初の総会ということで、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により、市長が招集いたしました。

本日の出席委員数をご報告いたします。委員総数19名、出席委員18名ということで、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、初めに、本総会の招集者であります市長よりご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

□副市長

（あいさつ）

□事務局長

ありがとうございました。

なお、副市長は、ここで公務の都合のため退席させていただきます。

□事務局長

それでは、日程3、臨時議長の選任となっております。本総会は、任命後、最初の総会でございますので、議長の職務を行う者がおりません。従いまして、会長が互選されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定を準用し、本日ご出席の委員の皆さまの中で、最年長である〇〇委員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。〇〇委員、議長席にお願いいたします。

□臨時議長

ただいま、臨時議長に選任されました長尾でございます。会長互選までの限られた時間ではありますが、委員皆さまのご協力を賜り、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

□臨時議長

それでは、日程4、「会長の互選」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局長

それでは、「会長の互選」についてご説明いたします。

「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 2 項において、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されております。

なお、互選の方法につきましては、法令で特段の定めはしておりませんが、原則は19名全員を対象として投票を行う「選挙」であります。しかし、その方法では無く、指名推薦ということでお一人、この方が良いということで全員の同意が頂ければ、それで決定するということですので、まずは互選の方法と致しまして、全員を対象とした「選挙」なのか、「指名推薦」なのか、方法を決めて頂きた

いと思います。指名推薦には、自ら立候補する自薦と、他の委員からの推薦による他薦があります。
まずは「選挙」か「指名推薦」のどちらかをお決めいただきますようお願いいたします。仮に指名推薦となった場合でも、２人以上のお名前が挙がった場合には、その２人を対象とした投票になります。
以上でございます。

□臨時議長
ありがとうございました。
ただいま、事務局より会長の互選の方法について、説明がありました。全員を対象にした「選挙」と、自薦(立候補)、他薦による「指名推薦」による方法がありまして、「指名推薦」の方法でも2人以上になった場合は、投票ということでございます。
お諮りいたします。互選の方法は、「選挙」による方法と「指名推薦」による方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。

（指名推薦の発言あり）

□臨時議長
指名推薦との発言がありましたので、お諮りいたします。
会長互選は「指名推薦」とすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしと言う者多数あり）

□臨時議長
ご異議なしと認めます。互選の方法は指名推薦とすることに決しました。
それでは、どなたか自薦(立候補)・他薦される方はいらっしゃいませんか。

□〇〇委員
私は、上村孝幸委員を推薦します。

□臨時議長
ただいま〇〇委員から、上村　孝幸委員を推薦したいという声が上がりましたが、他に立候補もしくは推薦なさる方はいらっしゃいませんか。

□臨時議長
他に推薦人(立候補)はありませんか。
それではお諮りします。ただいま指名がありました上村　孝幸委員を会長とすることにご異議ございませんか。

―（異議なし）―

□臨時議長
ご異議なしと認めます。よって上村孝幸委員が会長に当選されました。

会長に当選されました上村孝幸委員に、会長当選の承諾と挨拶をお願いいたします。

〇会長当選者

皆様、こんにちは。ただいま会長に選任されました上村孝幸です。

まずは、選任いただき、ありがとうございました。

今後は委員皆さまと協力しながら、関係機関また農業委員会事務局と連携を密にし、スムーズな農業委員会にしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

□臨時議長

以上で、私の臨時議長としての任務は終了しました。議事進行につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。

議長を交代いたします。

〇議長（会長）

それでは、五島市農業委員会総会会議規則第 7 条により、会長は総会の議長となり議事を整理すると規定されております。これより議長を務めさせていただきます。

日程 6 会長職務代理者の選任を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局長

それでは、会長職務代理者の互選についてご説明いたします。

「農業委員会等に関する法律」第 5 条の第 5 項において、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。

その互選の方法につきましては、会長の互選の方法と同じでございます。

選挙による方法と、指名推薦による方法、どちらの方法で互選するか、協議をしていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(会長)

前回の総会におきましては、前会長からの説明で会長を郡部の人が持った場合職務代理者は福江地区が持つという昔からの慣例があるということと、会長に推薦をしてもらいたいという旨のお願いがありました。ここでみなさまにお諮りしますけども、私に推薦をさせていただけませんか。

（異議なしとの発言あり）

〇議長(会長)

よろしいですか。

それでは、私は郡部ですので福江地区の山﨑早苗さんを推薦いたします。

（異議なしと言う者多数あり）

〇議長(会長)

異議なしと認め、3番　山崎　早苗委員が会長職務代理者に選任されました。会長職務代理者に選任されました3番山崎早苗委員に、会長職務代理者当選の承諾と挨拶をお願いいたします。

□会長職卯代理者

—挨拶—

○議長(会長)

次に、日程8総会の議席の指定を行います。五島市農業委員会総会会議規則第 6 条により委員の議席は会長が定めると規定されております。

現在、着席している席を本日の会議の仮議席といたします。

正式な議席につきましては、次回の総会において決定することといたします。

○議長(会長)

次に、日程9議事録署名人の指名を議題といたします。

会議については、五島市農業委員会総会会議規則第 20 条に、会長は議事録を作成し、議事録には、議長及び委員会において定めた 2 人以上の出席委員が署名押印しなければならないと規定されております。

お諮りいたします。今年度の議事録署名人につきましては、専任を 2 名、専任の方が事故等で総会に出席できなかった場合に代理で議事録署名人となる方を2名選任することとし、選任にあたっては議長の指名としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—(異議なしと言う者多数あり)—

○議長(会長)

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名人を指名いたします。

専任の議事録署名人に8番委員、16番委員の2名を指名いたします。

また、専任の議事録署名人が出席できなかった時に、代理で議事録署名人となる方について、優先順に3番委員、15番委員の2名を指名いたします。

4名の委員の方、本日より来年3月まで、よろしくお願いいたします。

□委員

優先順位3番委員は職務代理者だけどいいんですか。

○議長(会長)

事務局の説明を求めます。

○事務局(藤原次長)

問題ないと思います。実際過去に職務代理者が代理議事録署名人になっていたこともありました。

○議長(会長)

問題はないとのことですので、進行を進めさせていただきます。

次に日程 10、議案第33号五島市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局長

2ページの農地利用最適化推進委員の名簿をご覧ください。五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされまして、応募を求めていましたところ、22名の募集に対し、定数と同じ各地区の定数に達する22名の応募があり、6月26日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者の決定をいたしております。

本議案は、定数の22名より 1 名少ない21名となっておりますが、これは、本総会の直前に1名の方から一身上の都合によりどうしても辞退したい旨申し入れがあったことを確認したためでございます。

欠員分につきましては、再募集をかけ速やかな補充に努めたいと考えております。

本議案は、この推進委員を委嘱することについて、五島市農業委員会の承認を求めるものでございます。

以上です。

○議長(会長)

五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご質疑等ございませんか。

（質疑なし）

○議長(会長)

ではお諮りします。始めに、整理番号 1 番から6番及び8番から16番、18番から22番について採決いたします。

整理番号 1 番から6番及び8番から16番、18番から22番について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

<u>―異議なしの発言あり―</u>

○議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、整理番号1番から6番及び8番から16番、18番から22番については、原案のとおり承認されました。

○議長(会長)

次に整理番号7番については、12番委員が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

―12番委員：退席―

○議長(会長)

それでは、採決いたします。整理番号7番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

―異議なしの発言あり―

○議長(会長)
ご異議なしと認めます。よって、整理番号7番については、原案のとおり承認されました。12番委員の除斥を解き、出席を求めます。

―12番委員:出席―

○議長(会長)
次に整理番号17番については、18番委員が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

―18番　寺坂誠一委員:退席―

○議長(会長)
それでは、採決いたします。整理番号17番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

―異議なしの発言あり―

○議長(会長)
ご異議なしと認めます。よって、整理番号17番については、原案のとおり承認されました。18番委員の除斥を解き、出席を求めます。

―18番委員:出席―

以上をもちまして、議案第33号五島市農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を終了いたします。
しばらく休憩いたします。

―休憩中に推進委員への委嘱状交付、会長挨拶、農業委員紹介

○議長(会長)
再会いたします。
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
（1） 農業委員の地区協議会担当について
（2） 運営委員・地区協議会会長・農業者年金加入推進部長の選出

（3） 互助会及び自費研修積立金について
ア. 互助会代表幹事の選任について
イ. 互助会費及び自費研修積立金の徴収について
（4） 任意保険への加入について
（5） 令和5年度農業委員会活動計画について
（6）「農家との絆を深める運動」対策班編成について
（7） 全国農業新聞の新規購読について
（8） 農業委員、推進委員の研修について
（9） 農地利用状況調査について
（10）その他
について報告・協議

○議長(会長)

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第5回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 4 時 15 分　閉会＝